

## 1 はじめに

神栖第二中学校では、生徒が自分のよさや可能性を伸ばし、未来に夢を抱きながら、郷土を愛し、社会に貢献できる人材を育成するため、「日々を楽しみ、健やかに生きる。笑顔輝く、絆づくり中学校」を教育スローガンとして学校の教育活動に取り組んでいます。

特に、部活動では、技術面、礼儀正しさ、規範意識、美しいものを美しいと感じる感性、相手を思いやる心、感謝の心を育てています。また、授業で学んだ内容を活用する力、自分達で目標や課題を設定し計画を立て、見通しをもちながら自主的に活動し振り返る力を育てています。

さらに、話し合いや協力することで思考力や判断力、表現力、コミュニケーション力、チームワーク及び同学年や異学年との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等とが互いに尊重し合い、認め合い・支え合える絆づくりの経験を重ねて、学校生活を豊かにし、学ぶ意欲の向上を図っています。

生涯にわたってスポーツ・文化・科学に親しみ、豊かな人生を送るための素地をつくります。

そして、自分を支えてくれる家族や応援してくれる友達や先生方への感謝の心を育てるとともに、やがては周りの人を支えられる人に成長し、感謝される人になって欲しいと願っています。

これからも、下記の教育目標及び目指す生徒像が実現できるように学校の教育活動を充実させるとともに生徒達が楽しみにする部活動の運営のために、指導体制の整備を図ってまいります。

**教育目標：**「友達大好き、運動大好き、勉強大好き、二中生」

**目指す生徒像：** ① 主体的に学び、考え、説明できる生徒

② 思いやりと感謝の心を育てる生徒

③ 自分の健やかな成長を実感できる生徒

## 2 部活動の位置付け

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）には、「部活動は、学校教育活動の一環として、教育課程と関連させながら、教育の効果を高めるために行う。」と位置付けられている。

## 3 部活動の意義

(1) 学校の教育目標の達成のために、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行う。また、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感、互いに認め合い協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に効果が期待される。

(2) 部活動は、生徒が自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容を活用したり、振り返ることで、改めてその大切さを認識できるようにする。

(3) 部活動の運営では、地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、市体育館や小学校の体育館、平泉児童センターなどの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの工夫を行う。

## 4 部活動の種類

野球部、サッカー部、テニス部、柔道部、剣道部、卓球部、バレーボール部、バスケットボール部、吹奏楽部、美術部、パソコン部、家庭科部、科学部、水泳部、体操部、バトミントン部

部活動の種類については、生徒・保護者の要望及び教職員の状況により変更する。

## 5 「部活動の運営方針」策定の趣旨

神栖第二中学校の「部活動の運営方針」は、平成30年3月スポーツ庁より出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「茨城県運動部活動の運営方針」、「神栖市部活動の運営方針」（以下、「県運営方針」、「市運営方針」）に則り、全ての生徒にとって望ましい部活動を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。また、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して定めることとする。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
  - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
  - ・文化及び科学部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化・科学等の活動に親しみ、多くの活動を通して、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実をめぐることに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
  - 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる。
  - 学校教育の一貫として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な部活動運営を行う。また、生徒の部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないようにする。
  - 学校全体として、部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。
  - 文化及び科学部の活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じて行われるよう、実施形態などの工夫を図る。
- ※「日本型学校教育」とは、授業や生徒指導、部活動等を一体的に行う教育。

## 6 部活動の適切な運営

### (1) 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

- ① 部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- ② 部活動は、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
- ③ 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

### (2) 適切な運営のための体制整備

- ① 部活動の方針の策定等
  - ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を公表する。
  - イ 校長は、部顧問が地域のスポーツクラブの指導者を兼務し、部活動の延長的な活動を行うことを禁止する。
  - ウ 校長は、地域のスポーツクラブ、文化、科学の団体が学校の施設、備品、ユニホーム等を活用したいと申請があった場合は、神栖市教育委員会と協議しこれを許可する。
- ② 部活動の指導・運営に係る体制の構築
  - ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営ができるよう、部活動数の調整を図る。
  - イ 部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動運営委員会」を設置し、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医等も加え練習内容や時間（量）、学校・保護者・地域間の連携方策について、十分な理解と協力を得る。
  - ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等（地域のスポーツクラブ等での活動時間も考慮する）により、生徒の負担が大きくなるように状況の把握に努める。
  - エ 部活動指導員等の任用・配置に当たり、定期的な研修の機会を設定し、資質及び指導力の質的な向上を図る。
  - オ 校長は、生徒の部活動の変更及び退部、複数の部活動への所属について認める。その場合は、生徒の将来の目標、得意分野、やってみたいことなど興味・関心の変化、不安や悩みを十分理解し、生徒の成長のためと活躍できる場面の実現のためにサポート体制をつくる。
  - カ 近隣の学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。
- ③ 校長は、教師の部活動の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行い教師の負担が過度とならないようにする。

### (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 適切な指導の実施
  - ア 校長及び部顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
  - ウ 部顧問は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
  - エ 部顧問は、部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「R P D C Aサイクル」を着実に実施する。
  - オ 部顧問は、活動目標、指導方針、試合、コンクール、展覧会等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。
  - カ 運動部活動及び文化部、科学部等の活動は、部顧問が必ずいる場所で行う。事故については、例えば、サッカーゴールの固定や家庭部の刃物・科学部の薬品等の管理と生徒への取扱の指導を計画的、継続的に行い未然防止及び発生時の対応が速に行われるようにする。
- ② 部活動用指導手引の普及・活用  
部顧問は、国や茨城県及び中央競技団体又は文化部活動に関わる関係団体等の指導手引きを活用して(3)①に基づく指導を行う。
- ③ 熱中症事故の防止
  - ア 校長は、生徒の生活や健康に留意すると共に、熱中症事故防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁や環境省の熱中症関係情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討するなど、環境条件に配慮した活動を実施する。
  - イ 校長及び部顧問は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、開催する場合には、生徒の体調の確認(睡眠・朝食摂取)、こまめな水分・塩分補給や休憩取得、観戦者の軽装や着帽等、健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分補給や体温の冷却、病院搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

#### (4) 適切な休養日等の設定

- ① 年間を通して週当たり2日以上(1ヶ月に10日以上)の休養日(1ヶ月に10日以上)を設ける。
  - ア 平日は原則月曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール・展覧会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。土、日の両日に参加した場合は、平日の月曜日以外に3日間の休養日又は、翌週以降の土、日等に休養日を振り返る。
  - イ 地域のスポーツクラブ・文化・科学の団体及び校内の駅伝チームが行う、例えばリーグ戦や大会、練習試合、試走等の活動について、部活動の練習計画に記載し、部活動を含め1ヶ月に10日以上(1ヶ月に10日以上)の休養日(1ヶ月に10日以上)を設ける。
- ② 長期休業中における休養日の設定は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。学校閉庁日は休養日として活動を行わない。
- ③ 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ④ 朝の活動は、原則として行わない。ただし、全国中学校体育大会及び県新人体育大会、コンクールの予選を含む1ヶ月間前に限り、校長の許可を得た上で実施できることとする。なお、この期間は校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
- ⑤ 校長は、「部活動の運営方針」の策定にあたっては、「市運営方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- ⑥ 定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

#### (5) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

- ① 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置
  - ア 校長は、毎年度及び季節ごとに異なるスポーツや体力づくりを目的とした活動、芸術文化、科学の生徒の多様な興味・感心などのニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。
  - イ 高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整える。
- ② 地域との連携

校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力やスポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための整備を推進する。

また、外部指導者の活用を行う。

#### (6) 学校単位で参加する大会数

- ① 神栖市教育委員会が定めた、大会参加数年間12回程度を守る。

また、生徒や部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。しかし、部顧問が、部員数が多いなどを鑑み、生徒や部顧問の負担、事故防止、運動経験等を配慮し、大会に参加を希望する場合は、学校長と相談の上学校長が決定する。

神栖市内で開催される大会については、その運営を含めて部顧問や生徒の過度な負担とならないよう、大会の在り方を見直す。

#### (7) 宿泊を伴う遠征について

部活動単位で宿泊を伴う遠征については、下記の内容を満たすもののみ許可する。

- ① 遠征範囲は、関東及び近県とする。
- ② 宿泊日数は、2泊までとする。女子の部活動においては、女性教員等の引率をつけるなどの配慮をすること。
- ③ 保護者の同意を得ること。また、生徒の参加の強制はしない。

### 7 目指す部活動の指導者像

- (1) 明確な指導理念をもつ。
  - ・生徒に何を身に付けさせたいか、何ができるようにさせたいか、その為の具体的な手立てや指導の柱となる考え方や指導方針を明確にもつ。競技や教科等の専門の知識を十分身に付ける。
- (2) 常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える姿勢をもつ。
  - ・生徒の安全を最優先した活動計画を立て、生徒の健康状態に応じた適切な指導をする。
- (3) 生徒と共に学び、生徒から学ぶ気持ちを大切ににする。
- (4) 生徒の人権を大切にし、気持ちを理解する。
  - ・指導者の価値観だけを生徒に押し付けない。心の温かさが伝わる指導をする。
  - ・練習試合などにおいて、「できなかったこと」＝「悪いこと」のように評価し、生徒の人格までも否定するような指導をしない。極端に勝利至上主義に偏らない指導をする。
- (5) 生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る姿勢をもつ。
- (6) 学校生活を大切にしている姿勢をもつ。勉強と部活動の両立ができる活動計画を立てる。
- (7) 先輩教師・同僚教師から学ぶ真摯な姿勢をもつ。
- (8) 結果が出ないことを生徒の責任にしない。結果ではなく、経過を重視する。
- (9) 生徒が自分達で話し合っって課題を解決できる指導をする。
- (10) 常に生徒に、ねぎらい、称賛、感謝の言葉をかける。